平成２５年度「福祉用具実用化開発推進事業」に係る公募要領

【ご注意】

１．本事業は、平成２５年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払いの時期等が変更されることがあります。

２．本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による申請と、ＮＥＤＯへの申請書類（提出書類一式及び電子ファイル）の提出が必要です。当該システムの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。

なお、e-Rad への研究機関登録には通常２週間程度要しますので、提案を予定されている場合にはお早めにご登録願います。

平成２５年4 月

独立行政法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構

バイオテクノロジー・医療技術部

平成２５年度「福祉用具実用化開発推進事業」に係る公募について
（平成２５年４月１１日）

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「ＮＥＤＯ」という。）は、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」（平成５年５月６日法律第３８号。以下「福祉用具法」という。）に基づき、福祉用具を開発する事業者を対象として「福祉用具実用化開発費助成金」を交付し、福祉用具の実用化開発を推進しています。平成２５年度の「福祉用具実用化開発費助成金」に係る助成事業者について、以下の要領で募集します。

なお、本事業は、平成２５年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払いの時期等が変更されることがあります。

記

1. 事業概要

（1）背景

高齢社会の急速な進展に伴い、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある高齢者や心身障害者の自立を促進し、また、介護者の負担の軽減を実現する福祉用具の開発が強く求められています。このような背景のもと、平成５年に制定された福祉用具法において本助成事業が規定されています。

また、第４期科学技術基本計画（平成２３年８月１９日閣議決定）においても、ライフイノベーションの目的実現に向けて、高齢者や障害者の生活の質（ＱＯＬ：Quality of Life）の向上や介護者の負担軽減を図る技術に関して研究開発を推進するとされており、その重要性はますます増しているところです。さらに、日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成２５年１月１１日閣議決定）では、日本経済再生に向けた取組として、オープン・イノベーションの加速、中小企業・小規模事業者等の支援を推進することが示されています。

福祉用具は、高齢者や心身障害者及び介護者がユーザーであり、使用用途や身体の障害度合いが人によって異なるなどの理由により個別用具毎のマーケットが小さく多品種少量生産となっています。このため、事業者にとっては総コストに占める開発コストの比率が高くなり、企業活動に伴うリスクの中で開発時のリスクが大きなウェイトを占めています。また、福祉用具メーカーの多くは中小企業であり、経営基盤が脆弱な中で技術開発への投資が大きな負担となっています。したがって、福祉用具の実用化を促進するためには、企業活動に伴うリスクの中で大きなウェイトを占める開発時のリスクを軽減することができる補助金での支援が必要です。

（2）目的

福祉用具の開発を行う企業等に対し助成金を交付することにより、福祉用具の実用化開発を推進し、高齢者、心身障害者及び介護者のＱＯＬを向上することを目的とします。

（3）事業内容

優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発を行う企業等に対し広く公募を行い、助成事業者を選定し、福祉用具実用化開発費助成金を交付します。

（４）交付規程について

本助成事業は「福祉用具実用化開発費助成金交付規程」に沿って実施します。

（５）助成要件

a. 助成対象事業者

助成事業者は、次の要件（福祉用具実用化開発費助成金交付規程第５条）を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、日本国内に登記されている中小企業等であることが必要です。

i. 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
ii. 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
iii. 助成事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有すること。
iv. 研究開発の成果の企業化又は普及の促進を行い得る能力を有すること。
v. 当該助成事業者が遂行する助成事業が、利用者のニーズに適合し、研究開発要素を有する等福祉用具法第１条及び福祉用具法第７条第１号の規定に基づく助成金の目的に適合するものであること。

b. 助成対象事業

助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

i. 研究開発の対象となる機器が「福祉用具」であること、全く同一の機能、形態の製品が存在しないという新規性、技術開発要素を持っていること。
ii. その事業が、利用者ニーズに適合し、研究開発要素を有する等、助成金交付の目的に適合するものであること。
iii. その福祉用具の実用化開発により、介護支援、自立支援、社会参加支援、身体代替機能の向上等具体的な効用が期待され、かつ一定規模の市場が見込まれ、さらにユーザーからみて経済性に優れているものであること。
iv. その事業が、他の補助金、助成金の交付を受けていないこと。

なお、実施にあたっては、以下の対象分野を重点とします。ただし、以下の分野以外のものを排除するものではありません。

(ア) 「少し不自由な高齢者」を対象とした福祉用具の研究開発

今後、急増が予想される「少し不自由な高齢者」（要支援及び要介護度１の人のことをいう）の身体機能の維持、要介護状態の予防、自立支援対策等に役立つ福祉用具の開発。

(イ) 高齢者及び障害者のＱＯＬ向上を目指した福祉用具の研究開発

高齢者や障害者にとって日常生活動作がより円滑になったり、就労が可能になったりするなどＱＯＬの向上に資する福祉用具の開発。

(ウ) 高齢者及び障害者の社会参加を支える福祉用具の開発

急速な高齢社会の進展に伴い、バリアフリーの推進など高齢者や障害者の積極的な社会参加（ノーマライゼーション）を支援し、豊かさを実感できる社会の実現に資す

る福祉用具の開発。

c.　助成対象費用

助成の対象となる費用は、福祉用具実用化開発費助成金交付規程第６条に示すとおりです。

d.　助成率及び助成金の額

i.　助成率　助成対象費用の３分の２以内です。

ii.　助成金の額　１件あたり全期間で３０百万円以内です。

※ただし、１年間における助成金の額は１０百万円以内とします。

e.　研究開発期間

研究開発期間は平成２５年度から３年以内とします。

f.　中小企業の定義

(ア)「中小企業者」としての企業（中小企業基本法等に定められている「中小企業」の定義）

下表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかを満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準（資本の額又は出資の総額）	従業員基準（常時使用する従業員の数）（注１）
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	３億円以下	３００人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	３億円以下	９００人以下
小売業	５千万円以下	５０人以下
サービス業（下記３業種を除く）	５千万円以下	１００人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	３億円以下	３００人以下
旅館業	５千万円以下	２００人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下

（注１）常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員（解雇予告不要者）を含まない。

（注２）ただし、本事業において、以下に該当する者の助成率は２分の１以内とする。

・発行済株式の総数又は出資の総額の２分の１以上が同一の大企業（注３）の所有に属している企業

・発行済株式の総数又は出資の総額の３分の２以上が、複数の大企業（注３）の所有に属している企業

（注３）大企業とは、上の表のいずれかに該当する企業以外の者であって事業を営むもの

をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(イ)「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいう。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の３分の２以上が上記（ア）の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの
2. 1.の他、産業技術力強化法施行令第６条第１項第２号ハに規定する事業協同組合等

2. 予算

（1）事業規模

平成２５年度の事業規模

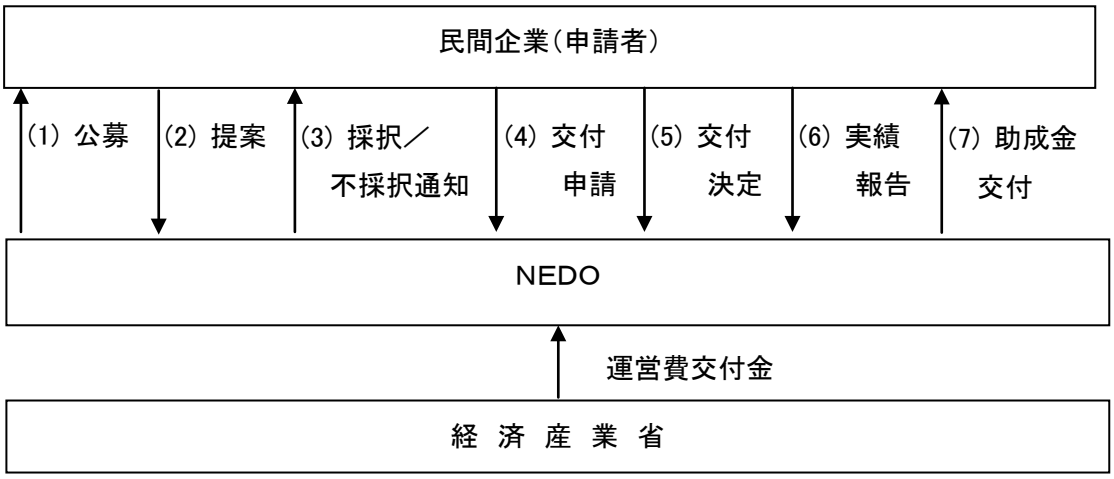
合計：約９０百万円（継続分を含む）

新規採択予定件数：７件程度

（注）継続分とは、前年度までに採択された事業であって、平成２５年度においても助成を継続する事業を言う。

予算の範囲内で採択します。なお、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により申請額から減額して交付することがあります。

3. 事業スキーム図



※本事業は「提案書方式」です。本要領中の申請書、申請内容等の内容については、提案書、提案内容等に読み替えてください。

4. 実施方法

（1）事業の公募について

a. 公募期間

募集の期間は、平成２５年４月１１日（木）から平成２５年６月４日（火）までとします。郵送、持参の場合で、締め切り日が異なりますのでご注意ください。

持参の場合：平成２５年６月４日（火）１７時００分までに提出されたもの
郵送の場合：平成２５年６月３日（月）１７時００分までにＮＥＤＯに到着したもの
（郵送の場合、６月３日以前の配達日指定で送付してください）

６月３日（月）までに持参の場合は９時３０分～１２時００分及び１３時００分～１８時００分（土日祝日を除く）の間にお願いします。なお、６月４日（火）１１時００分～１７時００分については、専用の受付窓口を設置します。

期限までに着かなかった交付申請書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備等がある場合は審査対象となりませんので、「記入上の注意」を熟読の上、注意して記入してください（申請書のフォーマットは変更しないでください)。

郵送の場合及び６月３日（月）までに持参する場合は申請書受理確認書の返送用に、宛先を明記し８０円切手を貼付した返送用封筒を申請書一式にあわせて提出してください。

※電子証明発行遅れ及び電子証明インストール不具合等外的要因によるやむを得ない事情により e-Rad への電子申請が期限に間に合わない場合、必ず事前にＮＥＤＯ担当部に相談してください。なお、電子申請以外の申請書類の提出は必ず期限前に行う必要があります。

b. 提出先

○郵送の場合及び６月３日（月）までに持参する場合

独立行政法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構
バイオテクノロジー・医療技術部　医療グループ　小谷、君島、石倉
〒２１２－８５５４　川崎市幸区大宮町１３１０　ミューザ川崎セントラルタワー　１９階
※郵送の場合は封筒に『「平成２５年度福祉用具実用化開発推進事業」に係る申請書在中』と朱書きのこと。
※持参の場合はミューザ川崎１６階「総合案内」で受付を行い、指示に従ってください。

○６月４日（火）に持参する場合

〒２１２－８５５４　川崎市幸区大宮町１３１０　ミューザ川崎セントラルタワー　１６階
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構　川崎会議室Ｂ
※１６階「総合受付」で受付を行い、受付の指示に従ってください。

c. 公募説明会の実施

i. この助成事業の内容、応募に当たっての具体的な手続き、提出いただく書類の記載方法等について、公募説明会を実施します。なお、応募に当たっては公募説明会への出席は義務ではありませんので、必要に応じて参加してください。出席希望の企業等は、社名、出席者氏名、出席者の連絡先（ＴＥＬ及びＦＡＸ番号、電子メールアドレス)、出席会場

（北海道、東北、関東、近畿、九州）を平成２５年４月１８日（木）１７時００分までにＦＡＸにてバイオテクノロジー・医療技術部担当者（０４４－５２０－５２３３）までご連絡ください（様式は問いません）。

ii. 公募説明会の日時および場所

（関東地方）

日時：平成２５年４月２２日（月）１４時００分～１５時３０分（開場１３時３０分）

場所：独立行政法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構　１６０１会議室

住所：神奈川県川崎市大宮町１３１０　ミューザ川崎セントラルタワー１６階

※１６階「総合受付」で受付を行い、受付の指示に従ってください。

ＴＥＬ：０４４－５２０－５２３１

（九州地方）

日時：平成２５年４月２３日（火）１４時００分～１５時３０分（開場１３時３０分）

場所：九州経済産業局　第２・３会議室

住所：福岡市博多区博多駅東２丁目１１番１号　福岡合同庁舎本館６階

※直接会場までお越しください。

ＴＥＬ：０９２－４８２－５４４３

（北海道地方）

日時：平成２５年４月２４日（水）１４時００分～１５時３０分（開場１３時３０分）

場所：北海道経済産業局　第２会議室南

住所：北海道札幌市北区北８条西２丁目　札幌第１合同庁舎６階

※直接会場までお越しください。

電話：０１１－２８１－３３５５

（近畿地方）

日時：平成２５年４月２５日（木）１４時００分～１５時３０分（開場１３時３０分）

場所：独立行政法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構　関西支部

住所：大阪府大阪市北区梅田３丁目３番地１０号　梅田ダイビル１６階

※エレベーターで直接１６階までお越しください。

ＴＥＬ：０６－７６７０－２２００

（東北地方）

日時：平成２５年４月２６日（金）１４時００分～１５時３０分（開場１３時３０分）

場所：東北経済産業局　第１・２会議室

住所：宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎６階

※玄関で入館手続き後、開場までお越しください。

ＴＥＬ：０２２－２６３－１１１１

公募説明会に関わる連絡先：独立行政法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構
バイオテクノロジー・医療技術部　小谷、君島、石倉
ＴＥＬ：０４４－５２０－５２３１
ＦＡＸ：０４４－５２０－５２３３

（２）交付申請について

a.　申請書類について

助成金を希望する事業者は、申請書様式を用いて助成金交付申請書一式（正１部（片面印刷）及びその写し２０部（両面印刷））と、様式第１、添付資料１～５（Word、Excel もしくは PDF 形式）を保存したＣＤ－Ｒ及び受理確認書１部をＮＥＤＯ事務局（バイオテクノロジー・医療技術部［上記提出先］）まで提出してください。なお、申請書は添付書類を含めすべてＡ４サイズとし、各部ごとに左上をクリップ等で止めてください（ステープラー留め、製本は行わないでください）。

提出された申請書を受理した場合は、受理確認書を申請者にお渡ししますので受理確認書に必要事項を記載の上送付（持参）ください。

助成金交付申請書及び記入上の注意事項は、ＮＥＤＯホームページ＜http://www.nedo.go.jp/＞の公募情報からダウンロードできます。

なお、提出された申請書類、添付資料等は返却致しません。

b.　申請に関する注意

２法人以上による共同の申請も本助成事業では認めています。また、企業間の共同研究の形態も対象とします。その場合、幹事申請者は中小企業とし、助成対象費用の５０％以上を幹事申請者を含む中小企業申請者が計上し、申請書において助成期間内及び企業化におけるそれぞれの役割分担等を明確に記述してください。また、企業化能力のない者の申請は公募の対象とはしませんのでご注意ください。

交付申請書に添付する積算表は、複数年度の開発が予定されている場合は、年度毎作成し、その全年度分を添付してください。

c.　府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、あらかじめ e-Rad へ応募基本情報を申請することが必要です。連名の場合には、それぞれの機関での登録が必要です。詳細は、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

e-Rad ポータルサイト＜http://www.e-rad.go.jp/＞

概略の手続きを以下の i.～v.に示します。

i.　所属研究機関の登録とログインＩＤの取得

申請に当たっては、まず応募時までに研究代表者（主要研究員）の所属する研究機関（所属研究機関）が e-Rad に登録されていることが必要となります。所属研究機関で１名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行ってください。登録手続きに２週間以上かかる場合がありますので、余裕をもって行ってください。登録されると、ログイン用ＩＤ（１１桁）、所属研究機関用ＩＤ（１０桁）、パスワード及び電子証明が発行されます。詳細は e-Rad ポー

タルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」 を参照してください。

e-Rad 研究機関向けページ　システム利用に当たっての事前準備

＜http://www.e-rad.go.jp/shozoku/summary/index.html＞

e-Rad 研究者向けページ　システム利用に当たっての事前準備

＜http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/system/index.html＞

ii. 研究代表者（主要研究員）のログイン用ＩＤ（１１桁）、申請用は研究者番号（８桁）の取得

前記 i.で登録した所属研究機関の事務代表者が、電子証明の格納されたＰＣを用いてログインし、研究代表者を e-Rad に登録して、ログイン用ＩＤ（１１桁）及び申請用研究者番号（８桁）とパスワードを取得します。詳細は e-Rad の所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

e-Rad 研究機関向け操作マニュアル

＜http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html＞

e-Rad 研究者向け操作マニュアル

＜http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html＞

iii. 公募要領ならびに申請様式のダウンロードと申請書の作成

e-Rad 上で、受付中の公募の一覧を確認し、必要情報を入力して応募します。なお、公募要領や申請様式等はＮＥＤＯの公募ホームページからダウンロードが可能です。

iv. 応募方法

前記 iii で入力した e-Rad 応募基本情報は pdf ファイルでダウンロードできますので、該当ファイルを全ページプリントアウトし、申請書（正）とともに NEDO へ提出してください。詳細は、e-Rad ポータルサイトの研究者向けページ及び操作マニュアルを参照してください。詳細は e-Rad 操作マニュアルを参照してください。

（３）交付の決定について

a. 交付の決定方法

提出された交付申請は、下記「5.審査について」に記載の審査方法により審査を行い、助成事業者を決定します。この場合、交付申請に係る事項に修正を加えて助成金の交付を決定する場合があります。

b. 採択結果の通知

採択された事業については、ＮＥＤＯから申請者に通知します。非採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は、平成２５年８月を予定しています。

（４）助成事業開始までの手続きについて

決定された助成事業者に対しては、助成金交付に先立ち事業説明会を開催しますので、参加してください。

（５）プレスリリース等について

採択された事業に関しては、申請者の氏名、助成事業の名称及び助成事業の概要をＮＥＤＯの

ホームページに公表します。また、下記の審査委員（評価者）の所属、氏名について、採択決定後にＮＥＤＯのホームページに公表します。また、必要に応じてプレスリリースを行う場合があります。

5. 審査について

（1）審査方法

審査は、a.審査委員会（書面審査と必要に応じてヒアリング）、b.契約・助成審査委員会を経て、助成する事業者を選定し採択します。なお、審査委員が申請案件と利害関係があるとＮＥＤＯが判断した場合、当該案件についての審査委員の評価は除外いたします。

a. 審査委員会

外部有識者で構成する審査委員会を開催し、採択候補とする申請案件を選定します。また、審査委員会に先立ち書面審査を外部の有識者及び介護、リハビリテーション等の専門家により行います。助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過に関するお問い合わせには応じられませんので御了承ください。また、申請者に対して、必要に応じてヒアリング等を実施します。

b. 契約・助成審査委員会

ＮＥＤＯの役職員で構成する契約・助成審査委員会で、採択候補の案を審議し、採択する案件を決定します。

採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果及び予算等により申請額から減額して交付決定することがあります。

（2）審査事項

a. 審査の基準

助成事業者の採択に際しては、次の視点から審査します。

i. 助成事業を的確に遂行するのに足る技術的能力を有すること。
ii. 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
iii. 助成事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有すること。
iv. 研究開発の成果の企業化又は普及の促進を行いうる能力を有すること。
v. 開発する福祉用具が、利用者のニーズに適合すること。
vi. 開発する福祉用具と全く同一の機能・形態の製品が存在せず、技術的な新規性、研究開発要素を有すること。
vii. 病院や福祉施設等で実証試験を行える体制を有していること。
viii. 医療関係や福祉関係の専門家等の指導や助言が受けられる体制にあること。

さらに、本年度については、平成２３年度制度評価結果等を踏まえ、以下の項目に関連する提案については、審査の際に重視いたします。

(ア) 要介護者の社会参加及び労働力化を促す福祉用具の研究開発であること。
(イ) 老老介護等、介護者を支援する福祉用具の研究開発であること。
(ウ) 開発効果（介護サービスの生産性向上等）が明示された研究開発であること。

(エ) 介護事業者との共同開発、海外事業者、レンタル業者、医療機関等との共同開発であること。

b. 助成金の交付先に関する選考基準

助成金の交付先は、次の基準により選考します。

i. 助成金交付申請書又は申請書の内容が次の各号に適合していること。

1. 助成事業の目標が機構の意図と合致していること。
2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
3. 助成事業の経済性が優れていること。

ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野における事業の実績を有していること。
2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。当該開発等に必要な設備を有していること。
3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 助成事業の実施に関して機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

6. 年間スケジュール

平成２５年

公募期間： ４月１１日～６月４日

公募説明会： ４月２２日～４月２６日

審査期間： ６月上旬～７月下旬

７月中旬～７月下旬にヒアリング（プレゼンテーション）審査を実施する場合があります。

交付決定： ８月中旬

平成２６年

確定検査： ３月下旬

助成金の精算支払い： ４月頃

※なお助成金の支払いは、年４回の概算払いが可能です。

平成２６年度の事業開始： ４月頃

※継続事業の場合。

7. 秘密の保持

提出された申請書は、助成事業者の選定のみに使用します。評価者には守秘義務がありますが、申請者が申請書の一部について非公開の扱いを希望する場合は、該当する部分を「様式第１、添付資料５」に明示ください。ＮＥＤＯはその部分については評価者に開示しません。ただし、この場合、評価者の判断材料が不足するために評価が低くなるおそれがありますので、御注意ください。

取得した個人情報については、研究開発等実施体制の審査のために利用します。また、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、

上記の利用目的以外で利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成１３年法律第１４０号）第５条第１号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

8. 留意事項

（1）旅費の計上について

助成期間中に下記報告会等が予定されていますので、これを考慮した旅費を計上してください。

- 年度毎にＮＥＤＯにて進捗確認のための中間報告会を実施します。
- 各年度に実施する福祉機器に関する展示会にＮＥＤＯが出展する場合は、ＮＥＤＯブースに展示していただく場合があります。

（2）臨床評価（実証試験）について

開発品を臨床評価（実証試験）するにあたり、人を被験者とする場合は、被験者保護の倫理原則に基づき倫理審査を受けることが一般的に望ましいといわれていますので、研究計画に倫理審査を盛り込むことを検討してください。また、自社に倫理審査に関する機能が無い場合は、外注する費用を計上することも考慮してください。

（3）企業化報告書の提出等

採択された事業にあっては、助成事業完了後に企業化に努めていただくとともに、５年後までの企業化報告書を毎年度提出していただきます。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

（4）収益納付について

当該助成事業の企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

（5）助成金交付申請書について

採択は当該年度の申請内容に関するものであり、次年度の採択にあたっては、改めて助成金交付申請書を提出していただくとともに、事業の評価を実施します。評価の結果により、当初申請されていた助成期間内であっても、助成金の交付を中止することがあります。

（6）ＮＥＤＯ研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

過去に実施したＮＥＤＯの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載して頂きます。詳細につきましては別添１をご覧ください。

（7）追跡調査・評価について

助成事業終了後、追跡調査・評価に御協力頂く場合がございますのでご協力をお願い申し上げま

す。追跡調査・評価については、添付の参考資料「追跡調査・評価の概要」をご覧願います。

また、特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）についても、御協力を頂く場合がございます。

（８）「国民との科学・技術対話」への対応について

なお、本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否の判断については、研究活動自体への影響等も勘案して行います。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

（９）交付決定の取り消しについて

申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

（１０）公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成２０年１２月３日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※１）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成１６年４月１日１６年度機構達第１号。ＮＥＤＯ策定。以下「補助金停止等機構達」という。※２）に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※１．「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ホームページ
＜http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-hotline.htm ＞

※２．「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：ＮＥＤＯホームページ
＜http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html＞

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大６年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）

iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、当機構の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降１～５年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、１０年間の応募を制限します。）

iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からＮＥＤＯに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。

v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成２０年１２月３日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

（１１）研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成１９年１２月２６日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※３）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成２０年２月１日１９年度機構達第１７号。ＮＥＤＯ策定。以下「研究不正機構達」という。※４）に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※３．研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ホームページ
＜http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-hotline.htm＞

※４．研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：ＮＥＤＯホームページ
＜http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html＞

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。

（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降２～１０年間）

iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。

（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降１～３年間）

iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii.により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からＮＥＤＯに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

v. ＮＥＤＯは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

（１２）ＮＥＤＯにおける研究不正等の告発受付窓口

ＮＥＤＯにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

独立行政法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構　検査・業務管理部
〒２１２－８５５４　神奈川県川崎市幸区大宮町１３１０
ＴＥＬ：０４４－５２０－５１３１
ＦＡＸ：０４４－５２０－５１３３
電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp
ホームページ：研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口
＜http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html＞
（電話による受付時間は、平日：９時３０分～１２時００分、１３時００分～１８時００分）

9. 申請書記載にあたって

申請書記載にあたっては、「記入上の注意」を熟読ください。申請書の提出に際して、「記入上の注意」に添付したチェックリストを必ず使用ください。なお、本事業に必要な書式はすべて「助成金交付申請書」に含まれています。

10. その他

メール配信サービス（http://www.nedo.go.jp/nedmail/index.html）にご登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。

ぜひご登録いただき、ご活用下さい。

11. 問い合わせ先

本事業の内容及に関する質問等は公募説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、５月７日から５月３１日の間に限り下記あてにＦＡＸにて受け付けます。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

独立行政法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構

バイオテクノロジー・医療技術部　医療技術・機器デバイスグループ　小谷、君島、石倉

ＦＡＸ：０４４－５２０－５２３３

以上

平成２５年度「福祉用具実用化開発推進事業」

提案書等の記入上の注意

（総括的注意）

注１．申請書は、添付書類を含め、全てＡ４サイズとしてください。（会社案内等もＡ４サイズでない場合は，Ａ４サイズにコピーしてください）

注２．各部ごとに左上をクリップで止めてください（ステープラー等で綴じたり、製本したりしないでください）。また全ての書類（正１部、副２０部）に縦二穴パンチ穴をあけてください。

注３．申請書の項目を勝手に削除しないでください。（ただし，本ページ及び次ページ以降イタリック体で記入されている申請書の注意事項及び記載例は、削除してください）

注４．特に注意がない場合は，項目間の行間は、適宜変更してください。

注５．記入に際しては，簡潔明瞭を旨とし，申請書１式の厚さが５mm以下を目処としてください。

注６．申請書の作成にあたり記入上の注意（イタリック体部分）をよく読んでください。

注７．申請書の作成にあたり、公募要領を必ず確認してください。申請書の記入内容について注意事項があります。

注８．「共同申請」とは、複数の民間企業・技術研究組合による申請です。

注９．正１部は片面印刷とし、写し２０部は両面印刷としてください。

独立行政法人　新エネルギー･産業技術総合開発機構

バイオテクノロジー・医療技術部

（様式第１）

右記の番号は、貴社の社内文書番号がある場合のみ記入してください→ 番　号

平成　　年　　月　　日

（提出日を記載）

独立行政法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構

理　事　長　殿

・代表者名には、役職・氏名を記載してください。
・代表者は会社の代表権のある方とします。
・印は社印と代表者の印と２種類必要です。
・共同申請の場合、幹事申請者を１番上にして、全ての事業者を連名にして記入してください。

申請者　住　　所
名　　称
代表者名　　印

平成２５年度 福祉用具実用化開発費助成金交付申請書

上記の件について、福祉用具実用化開発費助成金の交付を受けたいので、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 福祉用具実用化開発費助成金交付規程 第７条第１項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

１．助成事業の名称

（開発する福祉用具の名称を簡潔に示し「○○の開発」としてください。なお、何を開発するのか第三者にわからないような名称（商品名等）は避けてください。２５字以内で記入してください。）

２．助成事業の概要

（助成による事業内容を、２００字～２５０字以内で記入してください。）

３．助成事業の総費用　　円

（平成２５年度の助成事業の総事業費を記入してください。本様式を含み、申請書に記入の費用は全て消費税抜きにて記入してください。金額は、１０，５００，０００円のように記入してください。）

４．助成金交付申請額　　円

（平成２５年度の助成金交付申請額を記入してください。金額は、７，０００，０００円のように記入してください。）

５．補助率　２／３以内

（ただし、発行済株式の総数又は出資の総額の「２分の１が同一の大企業の所有に属している企業」、「３分の２以上が複数の大企業の所有に属している企業」は「１／２以内」と記載してください。）

６．助成事業の開始及び終了予定年月日

開始年月日　　平成　　年　月　　日　（交付決定の日から）
終了予定年月日　平成２６年３月２０日

（開始年月日は空白として（交付決定の日から）、終了予定日は、平成２６年３月２０日としてください。）

７．連絡先 ***（共同申請の場合、申請者ごとに記入してください。また、幹事申請者の連絡先を一番上となるように記入してください。）***

担当者所属
役職・氏名
郵便番号、住所
電話番号
ＦＡＸ番号
Ｅメールアドレス

（提出にあたっては本ページを削除してください）

注１．　この申請書には、以下の書類を添付してください。

添付資料１	*（助成事業総括表）*
別紙	*（開発する福祉用具の概略）*
添付資料２	*（助成事業予算総括表）*
添付資料３	*（助成事業内容等説明書）*
添付資料４	*（助成事業に要する費用の額の算出基礎資料）*
添付資料５	*（非公開とする申請内容）*
添付資料６－１	*（会社案内）*
添付資料６－２	*（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書等の直近３年分の経営状況を示す書類）*
添付資料７	*e-Rad応募内容提案書*

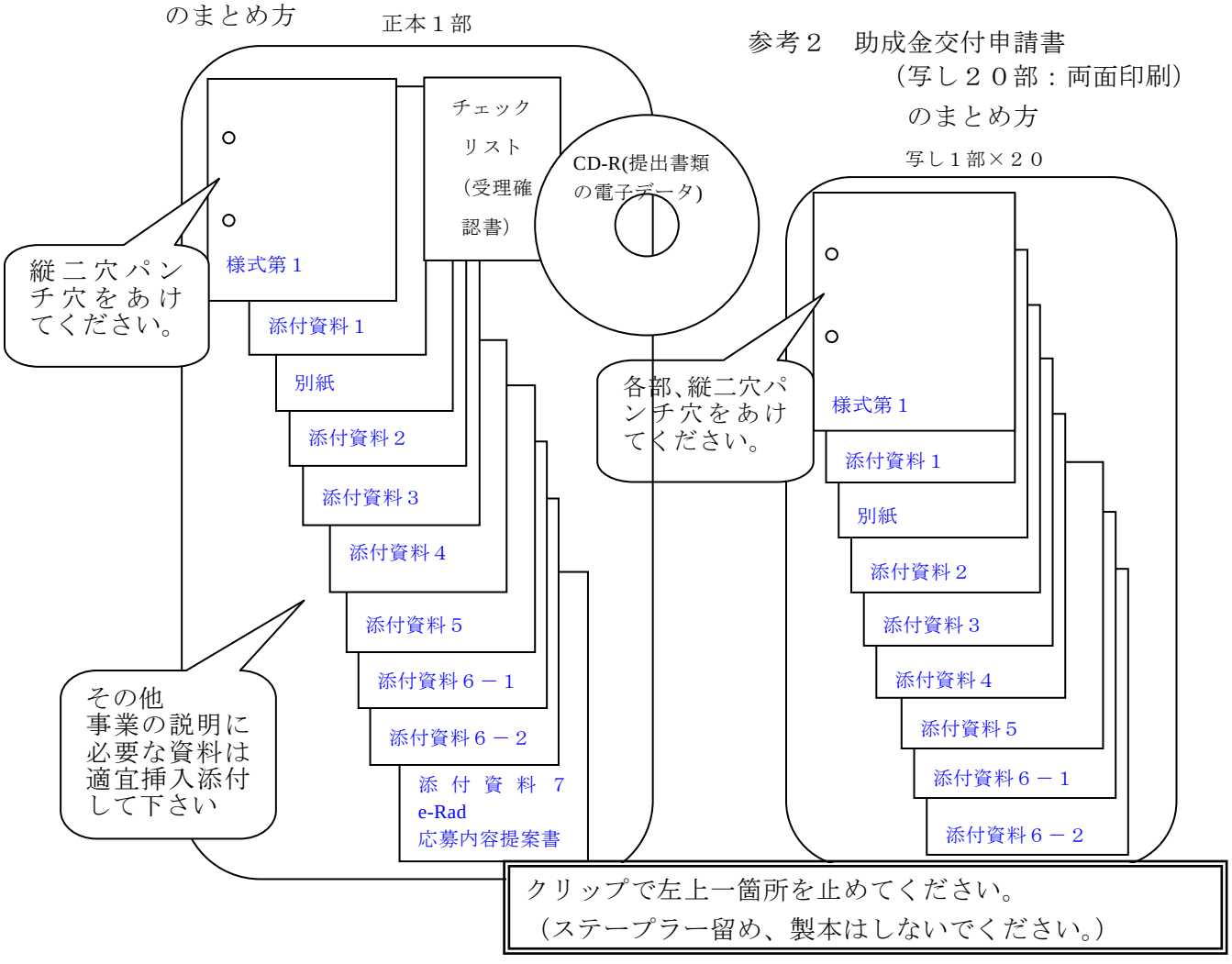
注２．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４判としてください。

（添付資料６－１、６－２は、元の資料がＡ４版以外の大きさであれば、コピーしてＡ４版としてください。様式は問いません。）

◇助成金交付申請書のとじ方と提出方法について◇

助成金交付申請書（正本１部：片面印刷）は下記参考１に従い、一式をとじてください。また、助成金交付申請書（写し２０部）は参考２に従い写し（両面印刷）１式を２０部作成ください。作成された正本１部、写し２０部、チェックリスト（受理確認書）、提出書類の電子データを保存したＣＤ－Ｒを一式としてＮＥＤＯに送付いただくか、ご持参ください。

参考１　助成金交付申請書（正本１部：片面印刷）のまとめ方



参考２　助成金交付申請書（写し２０部：両面印刷）のまとめ方

（添付資料１）

A4サイズ1枚以内に収まるように工夫してご作成ください。

助　成　事　業　総　括　表

助成事業の名称	*様式第1の内容と同じ名称です。また、名称の後に（ ）付けで下記に示した分類から1つ選んで記入してください。（なお、様式第1には下記分類の記入は不要です）* *＜例＞　○○車いすの開発（D1）* *分類：* *A.ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ機器　B.義肢、装具　C.ﾊﾟｰｿﾅﾙｹｱ関連(C1 ﾍﾞｯﾄﾞ用品、C2 ﾄｲﾚ･おむつ用品、C3 入浴用品、C4 日常生活品、C5 計測機器）　D.移動機器(D1 車椅子、D2 車椅子関連用品、D3 移動･移乗補助機器、D4 障害者用自動車運転装置）E.建築･住宅設備　F.ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ機器　G.ｽﾎﾟｰﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ用具　H.その他*		
申請者名 住　　所 電話番号	*様式第1の申請者について記載してください。* *共同申請の場合は、幹事申請者を一番上にして連名で記載してください。*	資本金又は出資金 *添付資料3の資本金（千円単位）* 千円	従業員数 *添付資料3の従業員数* 人
研究開発の目的	*添付資料3の3.（1）及び（2）の内容を100字程度に要約してください。*		
研究開発の基礎となる研究	*添付資料3の3.（4）の内容を100字程度に要約してください。*		
研究開発の内容及び規模	*添付資料3の3.（5）及び（7）の内容を200字程度に要約してください。* *また、開発する福祉用具の使用状態がわかる、写真、図、イラスト等を（別紙）として、必ず1枚添付してください。*		
研究開発の日程	平成　年　月　日（交付決定の日）から平成２＊年３月＊＊日 （＊年計画の１年目） *事業計画完了の日は、1年計画の場合は平成26年3月20日、2年計画の場合は平成27年3月20日、3年計画の場合は平成28年3月20日と記入して下さい。* *全体で何年計画の何年目か（＊年計画の1年目）を末尾に記入して下さい。*		
研究開発の実施場所	*研究開発を実施する事業所等の名称及び所在地を全て記入してください。各研究員の研究開発実施場所が異なる場合は、全ての場所を記載してください。*		
期待される効果及び成果の企業化への計画	*添付資料3の5. と6. を要約してください。*		
研究開発費	総額　　円　（助成金交付申請額　　円） *添付資料2の「支出金額合計」を「総額」に、また添付資料2の「助成金交付申請額」を「助成金交付申請額」に記入してください。*		

（注）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４判とすること。

（別紙）開発する福祉用具の概略

開発する福祉用具の使用状態がわかる、写真、図、イラスト等を（別紙）として、必ず1枚添付してください。

開発する福祉用具の写真、図、イラスト等

（添付資料２）

共同申請の場合は、合計した表と申請者毎の表を作成してください。

助　成　事　業　予　算　総　括　表（平成　　年度）

（単位：円）

	費　　目	金　　額
収入	自　己　資　金	
	借　　入　　金	
	そ　の　他　の　収　入	
	（　　小　　計　　）	*エクセル自動計算*
	助 成 金 交 付 申 請 額	
	合　　計	*エクセル自動計算*

この表の金額は、全て消費税抜きで記載してください。
添付資料3と添付資料4との整合性を確認の上、ご記入ください。
エクセル形式の別ファイルを利用してください。

	費　　目	金　　額	助 成 金 交 付 申 請 額
支出	Ⅰ．機械装置等費	*エクセル自動計算*	*エクセル自動計算*
	１．土木・建築工事費	*添付資料４から転記してください。*	
	２．機械装置等製作・購入費	*添付資料４から転記してください。*	
	３．保守・改造修理費	*添付資料４から転記してください。*	
	Ⅱ．労務費	*エクセル自動計算*	*エクセル自動計算*
	１．研究員費	*添付資料４から転記してください。*	
	２．補助員費	*添付資料４から転記してください。*	
	Ⅲ．その他経費	*エクセル自動計算*	*エクセル自動計算*
	１．消耗品費	*添付資料４から転記してください。*	
	２．旅費	*添付資料４から転記してください。*	
	３．外注費	*添付資料４から転記してください。*	
	４．諸経費	*添付資料４から転記してください。*	
	Ⅳ．委託費・共同研究費	*添付資料４から転記してください。*	*エクセル自動計算*
	合　　計	*エクセル自動計算*	*エクセル自動計算*

（注）
１．当該年度の助成事業に要する総費用及び調達額を各費目毎に記載すること。
２．助成金交付申請額については、千円未満の端数を切り捨てること。
３．複数年度にわたる交付申請の場合、各年度分のほか、交付申請期間総計したものも作成すること。
４．支出については、「助成事業に要する費用の額の算出基礎資料（添付資料４）」の金額と一致すること。
５．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４判とし、縦位置とすること。

（添付資料３）

助　成　事　業　内　容　等　説　明　書

１．申請者の概要 ***（共同申請の場合、幹事申請者を一番上にして各項目を記入してください。）***

(1) 略歴

法人設立から現在までの法人としての経歴を記入して下さい。

(2) 資本金

資本金　　円

株主（上位５名）

１．***（株）〇〇***　（持株比率　***〇〇***%）
２．***□□　□□***　（持株比率　***〇〇***%）
３．***△△（株）***　（持株比率　***〇〇***%）
４．　（持株比率　***〇〇***%）
５．　（持株比率　***〇〇***%）

なるべく最近時点での額を記入して下さい。
※申請している事業者については、発行済株式または出資に占める大企業の保有比率の確認のため、株主のうち、法人株主について、上位5社を記入してください。
例）

株主企業名	***企業の区分***	***資本金（千円）***	***従業員数（人）***
株式会社〇〇	***大企業***	***1，000，000***	***1，000***
△△株式会社	***中小企業***	***10，000***	***30***

(3) 従業員数

なるべく最近時点での人数を記入して下さい。

(4) 現在の主要事業内容（主な製品等）

主な事業の内容や主力製品等を記入して下さい。

２．研究開発の体制等

(1) 研究組織（図示すること）

研究開発を主として担当する部署名及びその在籍人数を記入して下さい。
＜例＞　〇〇開発部（〇〇名在籍）

(2) 主任研究者の氏名、職名、所属、略歴及び連絡先

氏　名：　　役　職　名：
所　属：
略歴：
連絡先：
Ｅメールアドレス：

(3) 研究開発に従事する人員

【研究員】
所　属：　　氏　名：　　助成事業の分担

共同申請の場合の例
１．申請者の概要
（Ａ）株式会社Ａ
（１）
（２）
（３）
（４）
（Ｂ）Ｂ株式会社
（１）
（２）・・・

２．研究開発の体制等
（１）
研究体制の全体が分かるように図示してください。
（２）
（Ａ）株式会社Ａ
氏名・・・
（Ｂ）Ｂ株式会社
氏名・・・
（３）以下同様

３．研究開発の内容等
４．研究開発に係る長期計画
５．企業化計画
申請者毎に開発項目や事業化等に関して担当が分かるように記載してください。
また、日程表や研究開発費長期計画については、合計表と申請者毎の表を作成してください。

〇〇研究開発部　　〇野×平　　研究開発取りまとめ

…

(以下研究員全員)

【補助員】

所　属：　　氏　名：　　助成事業の分担

〇〇研究開発部　　〇村×子　　被験者測定作業補助

…

(以下補助員全員)

労務費の対象となる研究者、補助員の所属、氏名、分担を全員記入し、合計人数を下記に記入下さい。(2)の主任研究者も含めて下さい。

研究員	名
補助員	名
計	名

(4) 他からの指導者又は協力者

所　属：　　氏　名：　　指導又は協力内容：

貴社以外の機関の指導や協力を受ける場合、指導者や協力者の所属、氏名、指導や協力の内容を記入して下さい。

(5) 経理担当者の氏名、職名、所属、略歴及び連絡先

助成事業に関する経理責任者(社内)の氏名等を記入して下さい。

氏　名：　　役　職　名：

所　属：

略　歴：

連絡先：

Ｅメールアドレス：

３．研究開発の内容等 ***（委託・共同研究がある場合は、その担当内容等が分かるように記載してください）***

(1) 具体的ニーズと使用が予定される環境（マーケットの現状及び将来の規模、競争環境）

どのような方が、何人程度使用が見込めるのか、現状及び今後におけるニーズを可能な範囲で定量的に記述して下さい。また使用が予想される場所・状況等について具体的に記述して下さい。

(2) 研究開発の最終目標

開発する福祉用具の性能（使用者にとっての効用）、構造（素材、強度、大きさ、重さ、耐久性等）の最終的な開発目標について、できるだけ数値等を示すことにより、具体的に記述して下さい。

(3) 上記目標設定の理由（内外における技術や既存の用具との関連等について説明すること。）

上記の目標を設定した根拠について記述して下さい。

(4) 研究開発の基礎となる技術及び研究

今回の実用化開発を支える技術や研究のこれまでの実績、製品開発の経験等の内容について、具体的に記述して下さい。なお、研究開発に関連して出願あるいは登録された特許等があれば記述して下さい。

(5) 研究開発の内容（(4)の上に立って(2)の目標を達成するために必要な研究開発の内容を説明すること。）

(2)の最終目標を達成するために、どんな手順で、どのような内容の研究開発に取り込むのか、できるだけ詳細

に記述して下さい。

(6) 内外における技術との相違及び内外における特許との関連

国内外における類似製品や関連技術と比較して優れている点や相違点等を記述して下さい。

(7) 交付申請期間における研究開発の目標及びその内容（(2)～(5)に準じて具体的に説明すること。）

平成25年度の目標とその内容を記述して下さい。

(8) 研究開発日程（交付申請期間）

開始予定日　　平成　　年　　月　　日（交付決定の日から）

終了予定日　　平成２６年　３月２０日

開始予定日は空白として(交付決定の日から)と記入し、終了予定日は平成26年3月20日として下さい。

日　　程　　表

平成25年度の日程表を作成してください。以下は例です。

研究開発項目 予定 年月日	***設計***	***試作***	***評価***
平成２５年度			
８月	***概略設計***		
９月	***部品設計***	***材料発注***	
１０月	***設計完了***	***材料入荷***	
１１月		***加工･製作***	
１２月		***動作試験***	
１月		***試験終了***	***評価依頼***
２月			***1次評価***
３月			***2次評価***

(9) 他の補助金制度等による交付金受給の有無（当該研究開発の全てもしくは一部及び当該研究開発に関連した開発で、これまでに国、機構、地方自治体等からの委託又は補助金交付を受けたことがある場合あるいは現在申請中の場合には、その概要を明記すること。）

申請する福祉用具の開発について、以前に国･地方自治体等から受けた委託又は補助金があれば記入して下さい。無い場合は「なし」と記入して下さい。

(10) その他（申請に係る研究開発の実施について特に問題意識や背景があれば具体的に説明すること。）

４．研究開発に係る長期計画

助成事業の長期計画（１年計画であれば平成２５年度分を、２年計画であれば平成２５年度から平成２６年度分を、３年計画であれば平成２５年度から平成２７年度分を記入）を簡潔に記入して下さい。以下は例です。

(1) 研究開発実施日程長期計画

研究開発項目 予定 年月日	***設計***	***試作***	***評価***
平成２５年度		***第１次試作***	***第１次評価***
平成２６年度	***改良設計***	***第２次試作***	***第２次評価***
平成２７年度	***最終試作***	***最終評価***	

(2) 研究開発費長期計画　　（単位：円）

平成25年度については、添付資料2を転記してください。同様に各年度を作成し、転記してください。なお、1年計画であれば平成25年度分を、2年計画であれば平成25年度から平成26年度分を、3年計画であれば平成25年度から平成27年度分を記入して下さい。（千円未満切捨ての上、円単位）

	助　成　対　象　費　目	H25年度	H26年度	H27年度	計
支出	Ⅰ．機械装置等費				
	1．土木・建築工事費				
	2．機械装置等製作・購入費				
	3．保守・改造修理費				
	Ⅱ．労務費				
	1．研究員費				
	2．補助員費				
	Ⅲ．その他経費				
	1．消耗品費				
	2．旅費				
	3．外注費				
	4．諸経費				
	Ⅳ．委託費・共同研究費				
	合　　計				
収入	自　己　資　金				
	借　　入　　金				
	そ　の　他　の　収　入				
	（　小　計　）				
	助成金交付申請額				
	合　　計				

各年度において、合計（助成対象費用の総額）の50%未満とします。

５．企業化計画

実用化開発が終了した後の事業化計画。例えば、生産体制の構築や、商品の発売時期、必要な資金の額と調達方法、販売ルート、販売先、販売価格、販売数量（年度毎）、販売業務に充てる従業員数等を詳しく記述して下さい。

６．期待される効果

費用対効果（サービス生産性の向上等）及び、波及効果について定量的・定性的な内容を具体的に記入してください。

（注）

１．助成金交付申請額については、千円未満の端数を切り捨てること。

２．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４判とし、縦位置とすること。

（添付資料４）　助成事業に要する費用の額の算出基礎資料（平成２５年度分）

費　　目		金額(円)	積　算　内　訳
Ⅰ．機械装置等費	１．土木・建築工事費		***この表の金額は、全て消費税抜きで記載してください。添付資料2と添付資料3との整合性を確認の上、ご記入ください。委託費・共同研究費がある場合は、（参考）として全ての委託・共同研究先についても同様の資料を添付してください。エクセル形式の別ファイルを利用してください。***
	２．機械装置等製作･購入費		
	３．保守・改造修理費		
	小　　計		
Ⅱ．労務費	１．研究員費		
	２．補助員費		
	小　　計		
Ⅲ．その他経費	１．消耗品費		
	２．旅費		
	３．外注費		
	４．諸経費		
	小　　計		
Ⅳ．委託費・共同研究費			
合　　計			

※対象となる費用は「直接開発に関係するもの」だけであり、他への転用を前提としたものや量産対応を前提としたもの、汎用的なもの等は対象外ですのでご注意下さい。

※助成期間中に下記報告会等が予定されていますので、これを考慮した旅費を計上してください。

・年度毎にNEDOにて進捗確認のための中間報告会を実施します。

・各年度に実施する福祉機器に関する展示会にNEDOが出展する場合は、NEDOブースに展示していただく場合があります。

※開発品を臨床評価（実証試験）するにあたり、人を被験者とする場合は、被験者保護の倫理原則に基づき倫理審査を受けることが一般的に望ましいといわれていますので、研究計画に倫理審査を盛り込むことを検討してください。また、自社に倫理審査に関する機能が無い場合は、外注する費用を計上することも考慮してください。

（添付資料５）

秘密

非公開とする申請内容

評価時に非公開としたい内容がある場合には、本用紙にその内容を記入してください。
非公開としたい内容がない場合には、「非公開としたい内容がない」旨を一文明示してください。本用紙に記載された内容は、委員の評価を含め、外部には公表されません。ＮＥＤＯ内部で行う選定の判断にのみ使用します。なお、様式第１及び添付資料１～４は、評価者が内容を確認しますので、非公開としたい内容は省いておいてください。ただし、非公開の内容が多くなりますと、評価者の判断材料が不足し、評価が低くなるおそれがありますので注意してください。

整理番号　　***（ＮＥＤＯ にて記入しますので、空欄としてください）***

申請者名称

助成事業の名称

（内容）

（非公開とする内容がない場合は、「非公開としたい内容がない」と記載してください。）
（非公開とする内容がある場合は、その内容を具体的に記載してください。）

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とし、縦位置とすること。

ＣＤ－Ｒ（提出書類の電子データ）の提出について

下記ファイルをＣＤ－Ｒに保存して、申請書類一式と一緒に提出してください。

１．提出書類の電子データ

様式第１、添付資料１～５の電子データ（Word、Excel もしくは PDF 形式）をＣＤ－Ｒに保存してください。なおＣＤ－Ｒには、次に示す項目名と該当事項を記入したラベルを貼ってください（直接記載も可）。

ラベル・イメージ

受付番号：***（記入不要）***
助成事業の名称：***××××××の開発***
申請者名称：***○○○○○○○○○株式会社***

申請時提出書類の確認（チェックリスト）

１．助成金交付申請書(正)	□　１部
□1)助成金交付申請書	(様式第１)
□2)助成事業総括表	(添付資料１)
□3)開発する福祉用具の概略	(別紙)
□4)助成事業予算総括表	(添付資料２)
□5)助成事業内容等説明書	(添付資料３)
□6)助成事業に要する費用の額の算出基礎資料	(添付資料４)
□7)非公開とする申請内容	(添付資料５)
□8)会社案内	(添付資料６－１)
□9)貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書等の直近３年分の経営状況を示す書類	(添付資料６－２)
□10)e-Rad 応募内容提案書	(添付資料７)
２．助成金交付申請書の写し(添付資料７を含まず)	□　２０部
□1)助成金交付申請書	(様式第１)
□2)助成事業総括表	(添付資料１)
□3)開発する福祉用具の概略	(別紙)
□4)助成事業予算総括表	(添付資料２)
□5)助成事業内容等説明書	(添付資料３)
□6)助成事業に要する費用の額の算出基礎資料	(添付資料４)
□7)非公開とする申請内容	(添付資料５)
□8)会社案内	(添付資料６－１)
□9)貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書等の直近３年分の経営状況を示す書類	(添付資料６－２)
３．提出書類の電子データ(ＣＤ－Ｒ)	□　１枚
□様式第１、添付資料１～５（Word、Excel もしくは PDF 形式）	
□ラベル添付の確認（助成事業の名称、事業者名称）	
４．６月３日（月）までに郵送もしくは持参する場合	
□返信用封筒	□　１枚
□８０円切手	□　１枚

申請書受理確認書　　申請書提出日：平成２５年○○月○○日

受付番号(NEDO 記入)：

申請者名称：○○○○○○○○○株式会社

助成事業の名称：×××××の開発

連絡先：***申請書様式第１の７の内容を記載してください。***

共同申請の場合、申請者ごとに作成ください。

受付者サイン

申請書受理確認書

申請者名称：○○○○○○○○○株式会社

助成事業の名称：×××××の開発

申請書提出日：平成２５年○○月○○日

受付番号(NEDO 記入)：

受付者サイン

・提出書類に不足がないか、上記リストにて申請者自らチェックして下さい。チェックしたら□欄にレ点を記入して下さい。

・本紙はＡ４サイズ１枚に収まるようにしてください。

・ステープラー等で綴じたり、製本等は行わないでください。

（別添 1）

申請者各位

独立行政法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構

－ＮＥＤＯ研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について －

独立行政法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）では、研究開発プロジェクトの実施について、その成果を把握するとともに研究マネジメント改善や技術開発戦略への反映を図りたいと考えており、本調査を実施いたします。下記のとおり提出くださいますようお願いいたします。

調査結果については、ＮＥＤＯ内において、厳重な管理の下で取り扱うこととしており、情報を外部に公表する場合には、統計処理するなど機関名が特定されないよう細心の注意を払わせていただきます。

なお、本調査は審査基準とは関係ありませんが、必ず提出をお願いいたします。

記

対象者	提案書の実施体制に含まれる全ての実施者（再委託先、共同実施先を含む)。技術研究組合については、構成する全ての法人が対象です。 なお、同一年度において同一法人あたり一回のご協力をお願いします。他の公募時に提出している場合は、調査票の提出済み欄にチェックして提出ください。
対象プロジェクト	対象者が過去に実施したＮＥＤＯの研究開発プロジェクト（再委託先、共同実施先を含む)。 ただし、対象は、過去１５年間（前身の特殊法人での案件を含む）のプロジェクト。 また、同一年度にＮＥＤＯへ企業化状況報告書を提出するもの、追跡調査にてご回答いただくものは除きます。（補足ＱＡ参照）
記入方法	調査票に記入してください。 対象が５件以上ある場合には、売上や成果の活用面で高く評価できるものから５件（１者あたり）を対象者にて選定してください。 調査票は対象者ごと、プロジェクトごとに複製して利用ください。
提出方法	公募期限までに、対象者毎にまとめて提出してください。
問合先 及び提出先	提案書と同じ。
その他	記載いただいた内容に関して、問合せさせていただくことがあります。

以上

（様式１）

ＮＥＤＯ研究開発プロジェクトの実績調査票

・研究機関ごとに本票を複製して記入してください。
・実施実績が多くある場合は、効果が大きい順に複数（最大５種）お書きください。
・企業以外の方につきましては、貴法人内で把握している範囲で記載をお願いします。
・提案書とは別にＮＥＤＯへ直接提出してもかまいません。

今回提案するプロジェクト	○○プロジェクト
研究機関名	○○株式会社
記載免除条件	**＜下記に該当する場合チェックしてください。過去の実施実績欄の記載は不要です。＞** □ 過去１５年間、ＮＥＤＯプロジェクト実施実績なし □同一年度に既に他の公募にて提出済 □ 類似の調査にて報告済（調査名：○○に関する調査） □ 同一年度追跡調査にて報告済（※プロジェクト終了後６年以内） （該当プロジェクト名：P00000　　○○技術開発） □ 同一年度に企業化状況報告書（または実用化状況報告書）にて報告済 （※特定の助成事業[*1]終了後６年以内、基盤技術研究促進事業終了後１１年以内） （該当制度名：○○事業）
過去の実施実績①	※過去１５年以内に実施したＮＥＤＯプロジェクトの成果について記載してください （直接的なものに限らず、波及効果・派生技術・知財ライセンス・技術移転等も含む） ●プロジェクト番号・名称：P00000　○○技術開発 ●実施期間：○○年度～○○年度 ●プロジェクトで生み出した技術的成果と実用化の状況： （例）・当該事業で開発した○○○技術を、△△△製品の×××として活用している。 ・当該事業で開発した○○○技術を利用して△△△の製造をしている。 ・当該事業で取得した○○に関する特許を他社にライセンス供与している。 ●成果が活用されている製品名： ●直近の売上額： ●その他（社会的便益、CO2 削減効果、雇用創出など）： ●記入者連絡先 □　提案者と同じ □　それ以外 所属・氏名：　　住所： 電話：　　e-Mail：

（留意事項）

＊１：対象となる助成事業：

・福祉用具実用化開発推進事業　　・産業技術実用化開発助成事業　　・大学発事業創出実用化研究開発事業

・国民の健康寿命延伸に資する医療機器・生活支援機器等の実用化開発
・課題設定型産業技術開発費助成金交付規程を適用する事業（下記一覧）のうち助成を受けている方
http://www.nedo.go.jp/content/100494876.pdf
・御回答いただきました情報は、厳重な管理の下で取り扱うこととし、情報を外部に公表する場合には、統計処理するなど機関名等が特定されないよういたします。

（参考）

「ＮＥＤＯ研究開発プロジェクト実績調査票」に関する補足事項

Ｑ．対象者は

Ａ．対象は、提案書の実施体制に含まれる全ての実施者とします。
再委託先、共同実施先も含みます。
技術研究組合の場合は、構成する企業・大学等の全ての法人を対象とします。
公益法人は、法人自身のみを対象とします。
なお、同一年度において一対象者あたり一回の提出をお願いしており、他の公募時に提出している場合は必要ありません。

Ｑ．対象となる過去に実施したＮＥＤＯの研究開発プロジェクトとは

Ａ．対象は、過去１５年以内に実施し終了したＮＥＤＯの研究開発プロジェクトにおいて、ＮＥＤＯと直接の契約者だけではなく、再委託先、共同実施先として参加した者も対象として含みます。（導入普及事業・モデル事業・実証事業は対象外）
対象者のうち、企業や公益法人は部署単位ではなく法人単位で、大学法人は研究室単位で、独立行政法人は部門またはグループ単位での実績をご回答ください。
案件が５件以上ある場合は、売上や成果の活用面で効果が高いものを、対象者にて５件を選定してください。
また、同一年度にＮＥＤＯへ追跡調査にてご回答いただいているもの、企業化状況報告書（または実用化状況報告書）を提出いただくものは除きます。
具体的には、以下の２点に該当するものは、回答が不要です。
①追跡調査の対象事業
・過去６年以内に終了した研究開発プロジェクトのうち、同一年度の追跡調査にてご回答いただいているもの
②企業化状況報告書（または実用化状況報告書）にて、同一年度に報告いただくもの
・基盤技術研究促進事業
※以下の事業のうち、過去６年以内に終了したもの
・福祉用具実用化開発推進事業
・産業技術実用化開発助成事業
・国民の健康寿命延伸に資する医療機器・生活支援機器等の実用化開発
・大学発事業創出実用化研究開発事業
・課題設定型産業技術開発費助成金交付規程を適用する事業のうち助成を受けている方
（ご参考）平成２４年６月　課題設定型産業技術開発費助成事業一覧
http://www.nedo.go.jp/content/100494876.pdf

Ｑ．プロジェクト名称について

Ａ．同一製品に、複数のＮＥＤＯプロジェクトの成果が活用されている場合には、「プロジェクト名称」欄には、ＮＥＤＯからの資金が大きいプロジェクトについて記入し、その他のプロジェクトについては、プロジェクト名称を備考欄に記入してください。

Ｑ．自らが実施したプロジェクトが分からないときは

Ａ．自らが把握している範囲で回答をお願いするものです。

Ｑ．企業以外の対象者の製品名、製品売上額欄へのご回答について

Ａ．自ら製造、販売を行わない対象者は、把握されている範囲で、ご回答ください。

Q．成果の活用状況について

A．ＮＥＤＯプロジェクトの「どのような成果」が、「どのような製品（下記参照）」に、「どのような形で使われているか（成果が使われている部品やプロセス等）」を記入してください。
ＮＥＤＯ成果の自ら製造している製品への直接的な活用だけではなく、知財のライセンシングなど、間接的な利用についてもご記入ください。

Q．成果が活用されている製品名について

A．自ら製造している製品に活用されている場合は、その製品名を記入してください。
他社の製品に活用されている場合は、その製品名を記入してください。ただし、製造者からの了解が得られない場合は、品種名でも構いません（例：液晶テレビ、冷蔵庫等）

Q．「成果が活用されている製品」の考え方について

A．ＮＥＤＯプロジェクトの成果が何らかの形で活用されている最終製品（社会的・経済的効果を産み出す物品・サービス等）とします。ただし、自らが最終製品を製造していなかったり、使用される最終製品が多岐にわたる等の理由で、成果の活用状況の把握が困難な場合には、部材等の中間財でも結構です。

Q．製品売上額の考え方について

A．「成果が活用されている製品」の売上額を記載してください。なお、売上額については、売上規模が分かる大よその値で構いません。また、国内売上のみであるか、もしくは海外売上を含むものであるのかについて、その区別をご記入ください。

Q．調査票の提出方法について

A．公募期限までに、ご提出ください。
ご提出にあたっては、実施者間での情報流出を防止する観点から、対象者ごとに個別に提出いただくか、又は、対象者ごとに封書のうえ提案書と一緒にご提出ください。

Q．調査結果について

A．厳重な管理の下で取り扱います。
情報を外部に公表する場合には、統計処理するなど機関名等が特定されないよう細心の注意を払わせていただきます。